

地域通貨【まーぶ】利用約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝（以下「暮らしづくりネットワーク北芝」といいます。）が発行する地域通貨「まーぶ」の使用について規定するものとします。

第2条 (会員の構成)

「まーぶ」を使用する会員は次のとおりとし、その登録は暮らしづくりネットワーク北芝が行います。ただし、次の各号に該当する会員の登録がない場合においても、「まーぶ」を所持し、使用した個人は第1号の利用会員、第2号の活動会員とみなします。

- [1] 利用会員：地域貢献活動やボランティア活動を受けたことに対して「まーぶ」でお礼をする個人、地域貢献登録団体・店舗をいいます。
- [2] 活動会員：地域貢献活動やボランティア活動をしたことにより、そのお礼を「まーぶ」で受け取る個人、地域貢献登録団体・店舗をいいます。
- [3] 協力会員：発行主体と「まーぶ」の取扱いについての契約を締結し、「まーぶ」を商品・サービスの対価として受け取る地域貢献登録団体・店舗をいいます。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する「風俗営業」に該当する店を営業するものは、協力会員となることができません。

第3条 (「まーぶ」を使用できる場合)

次の場合に「まーぶ」を使用することができます。

- [1] 「まーぶ」を所持している人は、1「まーぶ」を1円と換算して、協力会員の提供する商品及びサービスの代金として使用することができます。ただし、協力会員が「まーぶ」の使用ができないものとして指定した商品等の代金のお支払いには、ご利用いただけません。
- [2] 前号の代金として使用する場合、日本円でのおつりは出ません。
- [3] 地域貢献活動やボランティア活動を受けたことに対して「まーぶ」でお礼をする利用・活動会員は、各々で定めたルールに従って「まーぶ」を使用することができます。

第4条 (「まーぶ」を使用できない場合)

次の場合に「まーぶ」を使用することができません。

- [1] 「まーぶ」が偽造、変造されたものであるとき。
- [2] 「まーぶ」を違法に取得したとき、又は違法に取得された「まーぶ」であることを知りながら、若しくは知ることができる状況で取得したとき。

[3] 「まーぶ」の券面の3分の1以上が滅失しているとき。

第5条（発行者の事由により「まーぶ」を使用できない場合）

次の事由が暮らしづくりネットワーク北芝に生じた場合には、「まーぶ」を使用することができないことがあります。

- [1] 破産もしくは特別清算開始等の申し立てがあったとき。
- [2] 手形交換所の取引停止処分を受けたときその他支払いの停止があったとき。
- [3] 重要な財産に対する仮差押、保全差押または差押の命令もしくは通知があったとき。
- [4] 天災地変その他の理由により営業を停止したとき。
- [5] 「まーぶ」の発行および取扱に関する約款に対する違反または不履行があったとき、または当該契約が終了したとき。
- [6] 前各号のほか信用が著しく低下したと認められる相当の事由が生じたとき。

第6条（「まーぶ」の再交付をする場合）

第4条に該当する場合を除き、汚れや滅失などにより使用できなくなった「まーぶ」は暮らしづくりネットワーク北芝から再交付を受けることができます。

第7条（「まーぶ」の再交付をしない場合）

「まーぶ」を盗まれまたは紛失された場合等には、発行元は「まーぶ」の再交付をいたしません。

第8条（「まーぶ」を使用して購入した商品・サービス等に問題が生じた場合）

商品又はサービスの代金として「まーぶ」を使用した際に、返品や瑕疵などの問題が生じた場合は、「まーぶ」を使用した者と協力会員との間で問題を解決するものとし、暮らしづくりネットワーク北芝は一切の責任を負いません。

第9条（換金の原則禁止）

- [1] 協力会員以外の「まーぶ」所持者は「まーぶ」を現金と引き換えすることはできません。
- [2] 協力会員は、発行元が別に定める「地域通貨「まーぶ」運用規約」に基づき、「まーぶ」を現金に引き換えるよう、発行元に請求する事ができます。
- [3] 発行元に責任のある事由により「まーぶ」の利用が著しく困難になったと認められる場合（ただし、第4条の場合を除きます。）には、前項の定めにかかわらず、発行元が定める方法で「まーぶ」をご提出いただくことにより、券面金額の払い戻しを受けることができます。なお、発行元以外においては、理由の如何を問わず、払戻しを受けることはできません。

第 10 条（取扱の変更）

「まーぶ」の取扱について、この約款を変更する場合には、一定の予告期間を置いて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

附則 その他この約款の施行について必要な細則は、発行元がこれを定めるものとします。

附則 この約款は平成 27 年 4 月 1 日より適用します。